地域生活定着支援センターとは？

当センターは、高齢者もしくは障害をお持ちの方が、矯正施設（刑務所や少年院）にいる時から、保護観察所や福祉関係者と連携して、支援対象者が釈放後速やかに福祉サービスを受けられるように支援します。

対象者が社会復帰する為には、行政機関、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、保健医療機関、社会福祉協議会、高齢福祉事業所、障害福祉事業所、民生委員や地域のボランティアの方々など多くの方の支援が必要です。触法行為をしてしまった高齢者や障害者の社会復帰支援について一緒に考えてみませんか？

【静岡県地域生活定着支援センター　出前講座】

**申　込　書**

静岡県地域生活定着支援センター　行き

　Fax　 　055-923-7985

　E-mail　himawari@a-taiyou.jp

申込日：令和　　年　　月　　日

**１　申込者**

|  |  |
| --- | --- |
| 代表者氏名 | 所　属 |
|  |  |

**２　連絡先**

|  |  |
| --- | --- |
| 希望連絡先に〇をつけてください | 勤務先　　　　　　　　自宅 |
| 住　所 | 〒 |
| 電　話 |  | ﾌｧｯｸｽ |  |

**３　日程**

|  |
| --- |
| 希望日(何月頃) |
|  |

※日程につきましては、申し込み後に連絡し調整させていただきます。